

「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-」の  
世界遺産推薦（平成26年度再推薦）について

平成26年4月25日

文化庁記念物課

1. 「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-」については、フランスが中心となり平成19年度に関係国（フランス・スイス・ドイツ・ベルギー・日本・アルゼンチン）が協力して推薦を行ったが「情報照会」決議となった。これを受け、平成22年度に追加情報の提出を行ったが「記載延期」決議となった。

その後、フランスを中心に再推薦に向けた準備が進められてきた。

2. 本年2月、パリにおいてフランス主催により関係国（上記各国に加えてインド）の大使級会合が開催され、

①インドが参画すること

②平成27年2月にフランスの推薦枠で正式推薦すること

③資産のOUVへの貢献等の説明を強化すること

が合意された。

3. これを踏まえ、平成27年2月の正式推薦に向け、推薦書中の国立西洋美術館関係の記述につき、文化庁及び自治体等関係機関が連携して準備（顕著な普遍的価値の説明の見直し、緩衝地帯範囲の見直し等）を進めている（※）。

※ 顕著な普遍的価値については、イコモス勧告で、本建築の日本を越えた影響力の証明や、ル・コルビュジエの他の美術館建築との詳細な比較研究が欠如していると指摘されている。これを踏まえ、指摘された点の証明資料を準備しつつ、推薦書にどのように盛り込むかについて、構成や分量の観点からフランスを中心に関係国と調整する予定。

緩衝地帯範囲については、イコモス勧告で、JR上野駅等における潜在的な開発の可能性を踏まえ、東側の緩衝地帯を強化する必要性が指摘されている。これを踏まえ、JR東日本や関係機関と協議をしつつ、緩衝地帯範囲を見直す予定。

(参考)

## 「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-」について

平成26年4月  
文化庁記念物課

### 1. 名 称

ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-  
( L'œuvre architecturale de Le Corbusier  
-Une contribution exceptionnelle au Mouvement Moderne- )

(初回推薦時の名称： ル・コルビュジエの建築と都市計画  
L'œuvre architecturale et urbaine de Le Corbusier )

### 2. 概 要

ル・コルビュジエ (Le Corbusier, 1887~1965) は、パリを拠点に活躍した建築家・都市計画家。建築・都市計画のみならず絵画、彫刻、家具などの制作にも取り組み、小住宅から国連ビルの原案まで幅広い創作活動を展開した。合理的、機能的で明晰なデザイン原理を絵画、建築、都市等において追求し、20世紀の建築、都市計画に大きな影響を与えた。

本推薦は、世界各地に所在する彼の建築作品のうち、7カ国（フランス・スイス・ドイツ・ベルギー・日本・アルゼンチン・インド）に所在する17の資産（下記3.参照）について、一括して世界遺産に登録しようとするものである。

本推薦は、フランスの推薦枠によって行われている。

### 3. 構成資産案（7カ国17資産）

(1) フランス（10資産）：

ラ・ロッシュ＝ジャンヌレ邸、サヴォア邸、ペサックの集合住宅、カップ・マルタンの小屋、ナンジュセール・エ・コリ通りのアパート、マルセイユのユニテ、ロンシャンの礼拝堂、ラ・トゥーレットの修道院、サン・ディエの工場、フィルミニの建築物群

(2) スイス（2資産）：

レマン湖畔の小さな家、イムーブル・クラルテ

(3) ドイツ（1資産）：

ヴァンセイホフ・ジードルングの住宅

(4) ベルギー（1資産）：

ギエット邸

(5) 日本（1資産）：

国立西洋美術館（本館）

(6) アルゼンチン（1資産）：

クルチェット邸

(7) インド（1資産）：

チャンディガールのキャンピタル・コンプレックス

#### 4. これまでの経緯

##### (1) 第1回推薦（平成19年度（2007年度））

平成19年 9月 フランス文化・コミュニケーション省から我が国に対し共同推薦の依頼あり  
同月 「国立西洋美術館（本館）」を我が国の暫定一覧表に記載

20年 2月 6カ国（フランス・スイス・ドイツ・ベルギー・日本・アルゼンチン）により第1回目の正式推薦（6カ国22資産）

※現在の構成資産案（上記3）に加え、6資産（クック邸、救世軍難民院、スイス学生会館、ジャウル邸（以上フランス）、ジャヌレ邸、シュウオブ邸（以上スイス））が含まれており、1資産（インドのチャンディガール）が含まれていなかった。

※インドは、チャンディガールの建築物群を候補として準備過程に参加していたが、正式推薦時に離脱した。（最終段階で署名しなかったため、推薦書提出後に、インド関連部分を推薦書から削除した。）

10月 イコモスによる現地調査

21年 5月 イコモス勧告（記載延期）

<国立西洋美術館に関する指摘>

○ 顕著な普遍的価値について、本建築の日本を越えた影響等に関する更なる調査研究が必要である。

○ 緩衝地帯範囲について、景観上の視覚的観点を踏まえた範囲の検討が必要である。

6月 第33回世界遺産委員会（セビア）において、「情報照会」決議

##### (2) 追加情報の提出・審査（平成22年度（2010年度））

23年 1月 「情報照会」決議を受け、追加情報（実質的には改訂推薦書（6ヶ国19資産））を提出

※第1回推薦時の構成資産から、3資産（クック邸、救世軍難民院（以上フランス）、シュウオブ邸（スイス））を削除。

5月 イコモス勧告（不記載）

<国立西洋美術館に関する指摘>

○ 顕著な普遍的価値について、本建築の日本を越えた影響の証明や、ル・コルビュジェの他の美術館建築との詳細な比較研究が欠如している。

○ 緩衝地帯範囲について、JR上野駅等における潜在的な開発の可能性を踏まえ、東側の緩衝地帯を強化する必要性がある。

6月 第35回世界遺産委員会（パリ）において、「記載延期」決議

<審議内容の主なポイント>

○ 複数の大陸にまたがる6カ国が協力して、「国境を越えたシリアル・ノミネーション」（複数国に所在する連続例のある資産の推薦）を行ったことは非常に有意義、と指摘。

○ フランスの3つの資産について個別の推薦を行ってはどうかという点については、6国を代表してフランスが引き続き、多様性のある広い考え方で推薦を行いたいと表明。

○ シリアル・ノミネーションの考え方を問う重要な推薦であり、「不記載」として議論を終わらせてしまうべきではなく、「記載延期」として委員会での議論を続けるべきとされた。

○ 推薦国による緩衝地帯の明確化や、資産が所在する自治体間のネットワークの構築、恒常的な会合の設置への努力について賞賛がなされた。

##### (3) その後の経緯

(イ) 第35回世界遺産委員会での決議内容を受け、推薦国同士またはイコモスを交えての会合を平成24年3月以降数度実施。平成25年12月に、イコモスから、複数の各構成資産について、「OUVへの貢献等が弱い」旨が指摘するコメント・レターが接到（西美に関する指摘はなし）。

(ロ) 平成26年2月にパリにおいて、推薦国の大使級会合が開催され、①インドの再参画、②資産のOUVへの貢献等の説明強化、③平成27年2月にフランスの推薦枠で正式推薦することが合意された。